

関西労働者安全センター

2024.8.10発行〈通巻第557号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : https://koshc.jp/



最高裁判決 事業主に労災決定の取消を求める資格なし	2
中皮腫啓発月間2024報告 省庁交渉やセミナー開催	4
運営協議会新任委員紹介 じん肺患者同盟 末吉茂正さんインタビュー	7
地方公務員災害補償基金本部と交渉	9
韓国からのニュース	14
チョン・テイル医療センターの建設にご協力をお願いします	18

7月の新聞記事から／19
表紙／中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会省庁交渉
(2024年7月5日 本文4ページ)

最高裁判決

事業主に労災決定の取消を求める資格なし

2024年7月4日、最高裁第一小法廷は、札幌中央労働基準監督署が決定した労災保険の給付支給決定に対して、事業主である「あんしん財団」が取消を求めていた訴訟について、「あんしん財団」は取消を求める「原告適格」を有しないとの判決を下した (https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/169/093169_hanrei.pdf)。

労災認定を受けていた当該労働者、労働組合等の関係者の他、我々のような労働安全衛生にかかわる活動家、弁護士など多くの人が注目していた裁判で、正当な結果が得られて一同安堵した。

この事件の概要はこうだ。

一般財団法人「あんしん財団」は、女性労働者9人に遠隔地への配置転換を命じ、うち4人が東京管理職ユニオンに加入した。そのうちの2人が配置転換や過大なノルマを課されたことなどから精神疾患を発症し、労災認定された。

労災認定された1人の労災補償の支給について、「あんしん財団」が取消を求めて審査請求したが却下されたため、国を相手に労災保険給付の取消訴訟を起こした。「あんしん財団」は、労災認定を受けた労働者は「虚偽」を申請したと主張した。

その訴訟は、2022年4月の東京地裁判決では、使用者の原告適格を認めず、国が勝訴した。しかし、「あんしん財団」が控

訴し、2022年11月の東京高裁判決では、一転して使用者の原告適格を認め、東京地裁への差し戻しを命じた。

国はこの高裁判決について最高裁に上告し、今回の判決となった。

東京高裁判決が出る直前の2022年10月、厚生労働省は「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」を開催した。(本誌2022年11-12月号参照) 検討会の主旨・目的には、「労災保険給付を生活の基盤とする被災労働者等の法的地位の安定性についての十分な配慮を前提として、メリット制の適用を受ける事業主が労働保険料認定決定に不服を持つ場合の対応を検討することとする。」とあった。つまり、労災認定された被災者は補償を受けられる状態を保ちつつ、メリット制適用の事業主による労働保険料について不服にも対応するということだった。この検討会はわずか2回の開催で12月13日には報告書がまとめられ、2023年1月31日には、基発0131第2号「メリット制の対象となる特定事業主の労働保険料に関する訴訟における今後の対応について」という通達を発して、事業主による労災保険料に対する不服申立が認められた場合でも、労災保険の支給決定処分を取り消すことはしないとされた。

しかしながら、通達を出そうとも、今後も労災保険料の不服申立の中で、労災決定そのものを争って訴訟を起こす事業主が現れる可能性は高く、東京高裁判決のように使用者側に原告適格を認め、労災の判断が覆される様なことがあれば、労災被災者の早期の救済や安心して療養する権利が脅かされることになる。

そもそも「あんしん財団」による訴訟は、労働争議の中でのスラップ訴訟の一つだった。

会社は労働者を一方的に遠隔地に配置転換し、それに反抗した労働者に嫌がらせを行い精神疾患を発症させた。労災認定されてもそれを認めずに、虚偽の労災請求をしたとして労働者に損害賠償請求訴訟を起こし、労災休業中の労働者を解雇している。

労災認定されればメリット制によって労災保険料が増加するという理屈はあるが、根本は会社に従わない反抗的な労働者への報復と思われる。

東京高等裁判所が、使用者に原告適格を認めたことによって、今後も「あんしん財団」のような使用者に訴訟を起こされ、被災労働者が救済されないということがあってはならない。そのため、最高裁には、被災労働者の代理人が補助参加した。

最高裁判決は、「あんしん財団」に原告適格を認めず、今後は使用者が労災認定に対して、国を相手に労災ではないので取り消せ、との訴訟を起こすことはなくなると思われる。

一方で、今回のことでメリット制の弊害

についてもクローズアップされることとなった。

これまで、労働災害が起これば、メリット制によって割り引かれていた労災保険料が一気に増額して不利益を受けることを避けるために、かえって労災隠しの原因となっていると批判されてきた。

メリット制で労災保険料は最大 40% の減額もしくは増額し、その減額された保険料は、正当な保険料率で保険料を納めている他の企業が負担している形になっている。メリット制の適用事業所は労働者 100 人以上などの条件を満たす一部の企業であり、その分、メリット制の対象でない中小企業などが負担しているとすると、一部の企業に限って割引する余裕があるのならば、保険料率を見直して全体の負担を下げればいいのである。

メリット制の目的のひとつと言われている、企業の安全対策を促進するという役割については、効果は証明されておらず、反対にメリット制のために労災隠しをした事案は無数にある。

ひとまず、最高裁判決が出て、使用者が労災認定を取り消せと申し立てることはできなくなったが、今後もメリット制については、廃止を目指していく。



中皮腫啓発月間 2024 報告

省庁交渉やセミナー開催

アスベストばく露により発症する難治性希少がん「中皮腫」について広く社会に知らせ、患者や家族に最新情報を届け、交流を促進するために2021年から毎年7月に中皮腫啓発月間が取り組まれており、今年も中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、NPO法人中皮腫サポートキャラバン隊が国立がん研究センター希少がんセンターなどと連携・協力を得ながら各企画に取り組んだ。

【7月5日（金）関係省庁交渉 @衆議院第二議員会館】

中皮腫をはじめとするアスベスト健康被害に関する問題について、環境省、厚生労働省に対して要望書を提出した上で話し合いが行われた。中皮腫をはじめとするアスベスト疾患患者と家族、支援団体、国会議員が参加し、交渉はYoutubeでライブ配信された。

石綿救済法に基づいて創設された石綿

救済基金は現在約750億円積まれており、同法に基づく救済給付が実施されている。救済給付の金額を増やし、遺族給付創設など内容をより充実させること、特に、非常に予後の悪い「中皮腫」について、その遅れた治療状況を抜本的に改善するために石綿救済基金を活用することを今回も要望した。

環境省や経団連は、基金を医療研究に活用することをいまだに拒否しており、今回の交渉でもこれは変わらなかった。省庁交渉の前日には代表が経団連にも要望書を携えて話し合いに赴いた。

今後も現状に負けることなく、より粘り強く、大きな声で「いのちの救済」「救済の格差とすき間の解消」を求めていかなければならない。

●アスベスト石綿健康被害に係るすき間のない救済を求める要望書(2024年5月31日)

<https://www.chuuhishu-family.net/3381/>

●【経団連へ要望書を提出】中皮腫を治せる病気にするため、750億円の石綿救済基金を治療研究の支援に活用することを経団連へ要望

<https://www.youtube.com/watch?v=sw02JwaEbcI>

●中皮腫を治せる病気に！アスベスト健康被害の格差とすき間のない補償を求める関係省庁交渉(2024年7月5日、13時30分～)





築地セミナー講師陣（前列左から吉田・後藤・下井先生、後列右から井氏、平田氏）

<https://www.youtube.com/watch?v=5FcZKknZj9w>

【7月6日（土）石綿対策全国連絡会議第36回総会と村山武彦氏（東京工業大学教授）記念講演など】

【7月7日（日）築地セミナー @国立がん研究センター研究棟】

希少がんセンターとの共催。第1部は胸膜中皮腫治療の最新情報について3名の医師（後藤悌・国立がん研究センター中央病院呼吸器内科、吉田達哉・同、下井辰徳・腫瘍内科）の講演と参加者との質疑を行った。第2部では井俊彦氏（胸膜中皮腫、キャラバン隊運営委員）、平田勝久氏（腹膜中皮腫、同理事長）が患者の治療体験などを話した。



沖縄セミナー参加者



沖縄セミナー講師陣（左から福田、吉田、古堅、増田、平田、鹿川、加藤の各氏）

【7月13日（土）沖縄セミナー @沖縄県立図書館】

希少がんセンター、琉球大学病院がんセンターなどと共催。増田昌人琉球大学病院がんセンター長の開会あいさつのあと、第一部は希少がんセンターの取り組みを加藤陽子氏（希少がんセンター）が紹介、胸膜中皮腫の最新の治療、研究について吉田達哉、福田滉仁（国立がん研究センター研究所腫瘍免疫研究分野）の両医師が、沖縄県内の中皮腫治療状況について古堅誠医師（琉球大学病院第一内科）が、中皮腫の社会保障制度について友利晃子氏（琉大病院がん相談支援センター相談員／医療ソーシャルワーカー）が講演した。

第2部では、「腹膜中皮腫発症から20



大阪セミナー参加者と橋本昌樹先生（前列左から3番目）

年の歩み」と題して鹿川真弓氏（腹膜中皮腫、キャラバン隊運営委員）が2004年発症以来の治療、歩んだ人生について、平田勝久氏がキャラバン隊について話した。



道路キング氏



影山小百合氏

【7月20日（土）中皮腫 ZOOM サロン】

キャラバン隊が毎週水曜日にオンラインでおこなっている中皮腫サロンの拡大版として、患者、家族ごとにグループに分かれた形式でのオンラインサロンをおこなった。

話したあと、患者と家族に分かれて交流会をおこなった。患者グループには橋本先生も加わった。

【7月27日（土）大阪セミナー @大阪
市立港区民センター】

第1部は、「胸膜中皮腫の+最新の話題—今とこれから—」と題して、橋本昌樹医師（兵庫医科大学病院呼吸器外科）が胸膜中皮腫に関する外科治療を中心とする最新情報を講演した。第2部は、患者の体験を道路キング氏（ブログ名）（胸膜中皮腫、キャラバン隊運営委員）が、家族としての体験を影山小百合氏（胸膜中皮腫遺族、同）が

これらに加え、キャラバン隊の歌である「希望の道標」コーラス版のスタジオ録音
が7月5日午前中、30名を超える患者と家族が参加して行われたことは心に残る出来事であった。

以上、今年の中皮腫啓発月間は盛りだくさんの取り組みをリアル中心で成功裡に開催できたことは今後の活動、来年の中皮腫啓発月間につながっていくものとなっただろうと思う。



希望の道標スタジオ録音

※中皮腫啓発月間2024での講演（公開ビデオ版）のいくつかは、次のYouTubeチャンネルで視聴できる。

- ◇中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
<https://www.youtube.com/@user-ru1df9eb7f>
- ◇NPO法人中皮腫サポートキャラバン隊
<https://www.youtube.com/@user-px4ku1vx9b/videos>

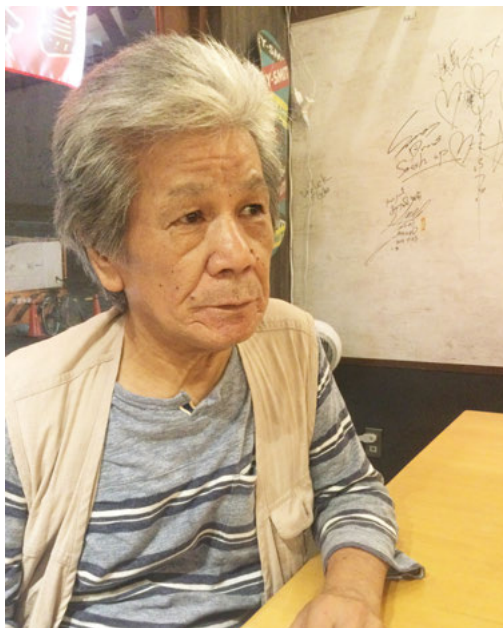
じん肺患者同盟 末吉 茂正さんインタビュー

島田昭弘委員急逝のため、急遽委員を担っていただくことになった末吉茂正さんをご紹介します。

末吉茂正さんは、2000年末、玉寄組（大阪市北区）ではつり工として就労しているときに、咳、痰がひどくなり、体を動かすと息切れがきつくなってきたことからじん肺管理区分申請を行いました。

2001年7月に決定されたじん肺管理区分は3イ（PR2）で、合併症として続発性気管支炎が認められ、今日まで療養を継続されています。

—末吉さん、療養も24年目を迎えました。これまでの療養を振り返って一言お願いします。



おかげさまで70歳まで生きることができました。労災が認められていなかったら、ここまで長生きできなかった。

—何か普段気を付けていることはありますか。

煙草を止めることだね。それからできるだけ体を動かす。今、住んでいるところは4階建てのアパートだけど、エレベータがないから階段の昇り降りを毎日している。

—今さらなのですが、「はつり」作業というのは、末吉さん風に説明すると、どうなりますか？

家とか建物をつぶす仕事やね。機械使っ

て。

—今でもよく覚えている現場は黒部ダムですね。

20日くらい民宿に泊まりこんで、寝る時間以外は一日中作業をしていたからね。先輩方が40番のブレイカーを逆突きして、「こんなんようやるなあ」と思ったもんよ。

—じん肺に罹患したのはずいぶん若いときでしたが、病院に行くきっかけは何だったのですか。

同僚だった岡やん（岡山義昭さん 元じん肺患者同盟大阪中央支部事務局長）が「俺、来年からもう仕事辞めるわ」とか言

い出して、びっくりしたんよ。これからどうやって食ってくつもりか、って。

よく聞くと、じん肺とか、これまで聞いたことない話をしてきたので、自分も病院で調べてもらったら、CTでじん肺が見つかった。

—その頃は仲村渠盛勇（なかんだかり せいゆう 元じん肺患者同盟大阪中央支部支部長）さんが中心になって患者さんに声をかけていましたね。

あの人にはみんな世話になったね。俺も、みんなに声をかけたよ。そしたら結構大勢にじん肺があったから、また驚いた。じん肺が見つからなかった仲間には文句を言われたけど、助かった人も多かったと思う。

それでも、親方も患者にとって親戚だったりするから、じん肺になってもかえって伝えにくいね。迷惑かけることになるんじゃないかと思う人もまだまだいるよ。

—当時じん肺所見がなくても、その後何年かして発症される方もいましたよね。岡山さんや末吉さんが事務所に連れてきて

くれて、労災請求につながる人も多くいました。

もう若い職人で知り合いがいないよ。後輩も、防じんマスクをしているみたいなのでじん肺になる人は少ないのではないかな。昔ほど相談を受けることはないけど、そういえば紹介した那覇の人、どうなってる？

—... はい、労災請求しています。管理区分決定はすでに受けているので、そろそろ業務上認定になるはずですよ。

みんな頑張ってもらいたいね。私も頑張るけど。

沖縄県の粟国島出身で、彼がセンターにつないでくれたはつり工の多くが、労災認定を受けています。ゼネコンに損害賠償を請求した集団訴訟でも原告として頑張ってくれました。彼のはつり工人生について、もう少し詳しく知りたい方は、本誌2010年2月号のインタビュー記事もご覧ください。

全国労働安全衛生センター連絡会議 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8In1A>

☰ YouTube JP 検索 🔍 🎤 📺 🗄



地方公務員災害補償基金本部と交渉 全国労働安全衛生センター連絡会議

2024年7月9日、全国労働安全衛生センター連絡会議の要請（文末に添付）に基づき、地方公務員災害補償基金（以下、地公災）本部と交渉が行われた。

要請項目には法改正や制度改正なども含まれ、補償の実施機関である地公災で回答できる範囲を超えているものもあるが、問題点の指摘に対してはできる限りコメントを加えるなど積極的な意見交換をする機会となった。

地公災各支部の問題として私たちが常に挙げる点は、補償に関する事務を人事部署である職員厚生課が担うことで、専門能力に欠け、処理にも時間がかかるなど、公務員が安心して就労する環境を維持するうえで不十分な体制となっていることである。

たとえば、上司からの嫌がらせを理由とした精神障害の罹患について職員厚生課が公平な立場で判断を下すことができるだろうか？ とりわけ地公災については本部専門医の氏名が情報開示請求を行っても明らかにされておらず、誰がどのような知見で医学的な意見を提示しているのか不明なまま請求者は結論のみ受け取ることになる。

このような労働者災害補償保険との相違

点があることは、同じ業務（公務）を遂行中に発症した疾病や障害に対し、異なる結論が出ることにつながり、早急に解消していかなくてはならない。

以下、要望書中の何点かについて行った議論を紹介する。

【データの提供】

新型コロナウイルス感染症関連のデータ提供を求めたところ、①新型コロナウイルス感染症状況については同感染症が5類感染症に移行をしたことに伴い、その他の5類感染者と同様に、昨年12月以降認定請求件数と、認定件数の公表を取りやめた。②新型コロナウイルス感染症に関する、いわゆる罹患後症状のみの請求ならびに公務上認定件数、または新型コロナウイルス感染症のワクチン接種による副反応の請求と、公務上認定件数に関しては、罹患後症状については、何をもって罹患後症状とするか不確かであるためデータがない。③新型コロナウイルス感染症のワクチン接種における副反応の請求および公務上の認定件数は、個人が特定されるおそれがあるという理由で公表しない、とそれぞれに回答された。

個人が特定されるという理由で公表しないのは本部専門医名簿も同じで、私たちとすれば判断をした医師がどのような経歴や実績のある医師なのか当然知りたいところであるが、それすらかなわないのである。専門的かつ高度な医学的知見を有する先生方を確保するため、と基金は言うが、自分の意見を名前を公表して述べられないような医師を信じることができるだろうか。

【地方公務員災害補償基金の人員体制】

地公災支部の体制については、「他組織（厚生労働省）と、組織の規模や体制が異なることをご理解いただきたい」と何度か繰り返し回答されたが、適正かつ公平な審査を実施できているかどうかが問題となっている。

認定基準や医学的知見を十分理解したうえで公務上外の決定を行っているのか疑問に思われる事件も発生しており、審査請求、再審査請求を通じて公務外と判断しておきながら、訴訟になった途端に第1回期日を迎えるまでもなく自庁取消をするようなケース（2022年 横浜地裁）もある。誤りなく処分を下しているのか検討することもなく長期間の不服申し立てを経て訴訟にまでいたる不合理について、事案の再検討や各支部への共有も含めて行われていない現状は到底許容できるものではない。

この不合理の最たるケースは、茨城県稲敷広域消防本部のスーパーレスキュー隊員の死亡事件である。亡くなった原因は心臓疾患であり、基金本部の専門医の判断に委ねられたところ、公務外と認定された。今



レスキュー隊員宮本さんの遺族

回の交渉に同席した被災者のご遺族は、審査請求、再審査請求を通じ支部審査会、基金審査会が依頼した他の医師から提出された意見書でも公務との関連を認めているにもかかわらず、それらがいずれの決定にも反映されていないことに深く失望していた。また、事故から再審査請求の決定まで7年も要したということも尋常ではない。地公災には、石綿関連疾患、脳心臓疾患などについては理事長協議、すなわち支部で判断せずに本部に協議を求めることになっているが、かえって時間がかかっているケースもあり、処理期間に関する検討が必要である。

【根治治療に対する療養補償】

「腰痛の公務上外の認定について」（昭和52年2月14日地基補第67号）と、「『腰痛の公務上外の認定について』の実施について」（昭和52年2月14日地基補第68号）によると、腰痛の治療について「通常、腰痛に対する治療は保存的療法（手術によらない治療方法）を基本とすべきであるが、適切な保存的療法によっても症状の改善がみられないものの中には、手術的療法が

有効な場合もある」として、発症前の状態に回復させるための手術も認められている。

この通達について、「公務上外の認定」なので通勤災害については適用されないとか、「腰痛の認定」であるために腰痛以外の公務上災害の疾病の回復には適用しないなどという解釈はされてはならない。この点について基金も、公務上又は通勤により生じた傷病に対する必要な療養であれば、医学的、社会通念上妥当と認められる治療に対して療養補償を行う、と回答し、各支部で発生している解釈の誤りが発生しないよう周知徹底することを約束した。

2024年3月25日

地方公務員災害補償基金

理事長 佐藤 啓太郎 様

全国労働安全衛生センター連絡会議

議長 平野 敏夫

要請書

- 1 基金各支部の補償に関する事務を、民間企業における総務人事部署である職員厚生課などが担当していることが多い。公平や信頼性の観点から、独立した部署が公務上外の調査を行うようにすること。とりわけ上司等からのハラスメントによる精神疾患については、第三者委員会を設けるなどして事実認定を行うこと。
- 2 非常勤の会計年度任用職員についても

公務災害の補償となるように法改正すること。

- 3 公務災害防止事業の事業ごとの予算および決算の内訳を開示すること。
- 4 負担金のメリット制は公務災害隠し、認定請求の抑制、補償の理不尽な停止につながるのをただちに廃止すること。
- 5 脳・心臓疾患、精神疾患や石綿関連疾患等の原因が複合的な疾病や、負傷でも事実関係や認識の相違を理由に公務外決定をする場合は、被災者ないしご遺族からの面談による聴取を行う旨、基金本部が調査実務要領を作成して各支部に周知すること。
- 6 基金本部専門医の名簿ならびに選任基準を開示すること。
- 7 公務災害認定請求に上司が協力しない場合には、直接基金支部が対応できるということが職員に十分周知されていないので、各支部に全職員に周知するように通達すること。
- 8 基金本部審査会における口頭意見陳述について、時間はともかく人数を制限することや、傍聴させないことは不当かつ不合理であるので改めること。
- 9 各支部だけで審査・認定せず、理事長協議とされている精神疾患、石綿による疾病、心・血管疾患、脳血管疾患、補償課長への照会とされている「放射線障害」(の一部)、職業性難聴、振動障害、頸肩腕症候群、「指曲がり症」、脳脊髄液減少症、低髄液圧症候群、化学物質過敏症、シックハウス症候群については、いずれも公務災害決定までの時間が相当かかっ

- ている。法第一条の主旨に基づき、職員の被害に対する迅速な救済に努め、標準処理期間に準じた期間での決定を行うこと
- 10 精神障害等の公務災害認定基準を、2023年9月の厚生労働省の労災認定基準改正にそくして直ちに改正すること。とりわけ住民からの不合理なクレーム等のハラスメントについて適確に例示すること。
- 11 石綿疾患について、厚生労働省『石綿ばくろ歴把握のための手引』に示された「石綿に関する作業・類型 20 吹きつけ石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（教員 その他）」などを踏まえて、教員の中皮腫などを積極的に公務災害認定すること。
- 12 腰痛の認定基準については、認定状況や最高裁判決を踏まえて腰痛を起ししやすい業務を把握し、例示するなどして、抜本的に見直すこと。
- 13 頸肩腕症候群等の認定基準についても、労災保険における、「上肢障害」の認定基準を参考にして抜本的に見直すこと。
- 14 基金本部の発表によると、新型コロナウイルス感染症の公務上認定件数は、令和3年3月24日現在312件、令和4年3月31日現在914件、令和5年11月30日現在3374件であるが、各都道府県ないし市支部ごとの公務上認定件数を明らかにすること。また、5類移行を理由に中止した『新型コロナウイルス感染症に関する認定請求件数、認定件数』の公表を再開及び継続すること。（ちなみに神奈川県支部は要求に対して、令和3年度8件令和4年度8件、横浜市支部は令和3年度3件令和4年度3件、川崎市支部は令和3年度1件令和4年度0件、相模原支部が令和3年度1件令和4年度0件。いずれも横ばいなし減少しているので不可解である。）
- 15 新型コロナウイルス感染症に関するいわゆる罹患後症状のみの請求ならびに公務上認定件数、同感染症のワクチン接種による副反応の請求ならびに公務上認定件数を明らかにすること。
- 16 新型コロナワクチン接種による健康被害により公務災害認定請求があった件数、療養補償・休業補償・障害補償・遺族補償請求におけるそれぞれの公務上外の決定件数。また公務上決定した請求につき職種と傷病名を明らかにすること。集計していないのであれば、集計すること
- 17 「令和4年度業務報告書」の「Ⅱ業務の実施状況 3 不服申立ての状況」に記載のある、支部審査会の裁決「取消し12件、一部取り消し3件」、および審査会の裁決「取消し3件」の事案の概要を明らかにすること。
- 18 「令和4年度業務報告書」の「Ⅱ業務の実施状況 4 訴訟の状況」に記載のある、判決が言い渡された事件27件の、棄却、取消し等の内訳を明らかにすること。また「取消し」された事件の概要を明らかにすること。
- 19 通達〈「腰痛の公務上外の認定について

て」の実施について〉で「治療の範囲」の項目において、「回復させるための治療の必要上既往症又は基礎疾患の治療を要すると認められるものについては、治療の範囲に含めて差し支えないこと。」としているにもかかわらず、根治治療は公務災害とは認めないとされた事例が度々ある。通達周知を行い、根治治療も公務災害での療養を認めること。

20 公務上災害の疾病の回復のために「既

往症又は基礎疾患の治療を要する」場合は、腰痛に限らずあるので、通達などで同じ運用をするように周知すること。

21 茨城県の龍ヶ崎消防署の高度救助隊員であった故・宮本竜徳さんの「致死性不整脈」について、ただちに公務上と認めること。

22 上記1～21項について、文書で回答するとともに意見交換の場を設けること。



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>

お問い合わせは、0120-310-279 中皮腫サポートキャラバン隊



中皮腫と ともに生きる

希少・難治性がん患者と家族の
26の「ものがたり」

北里学園大学教授
大島寿美子 編

寿郎社
四六版 232頁
本体 2000円+税



韓国からの ニュース

■民主労総全北本部「全州ペーパー硫化水素検出MAXが事実なら遺族を欺瞞、責任を問うべし」

民主労総全北本部は「19才の労働者の死亡の公開調査当時、一次調査で測定された硫化水素(H₂S)は、当初会社が記者たちに発表した4～5ppmではなく、100ppm以上だったことが確認された」という全北日報の報道について声明を出した。

全北日報は当時の測定数値は最高値を意味する「MAX」と確認され、これは実際に硫化水素が「100ppm以上」検出されたことを意味すると指摘した。「労働者が死亡した場所に硫化水素があったとすれば、労働者死亡時の数値が4ppmより遙かに高かった可能性を排除できず、硫化水素は臭いが非常に激しい物質で、硫化水素が流出した時に他の有害ガスも流出した可能性も排除できない」という、西江大学化学科のイ・ドクファン教授のインタビューも掲載した。これは硫化水素が4～5ppm程度に過ぎないと発表した全州ペーパー社の主張と正面对立する。

民主労総全北本部は「会社は遺族と雇用労働部、警察、マスコミを欺瞞したことで、必ず責任を負わなければならないだろう。また、硫化水素が検出されたことにより、会社は自ら自信を持ってきた会社内部の安全に対する問題が、深刻であることが明らかになったので、これに対する再発防止対策を樹立すべきだ」と話した。雇用労働部、全州支庁などの関係機関は、会社の事業場内の安全保護措置義務違反の有無を徹底的に調査し、安全管理

監督をすべきだという要求も付け加えた。

遺族は、「会社正門前の焼香所で、毎朝出勤する息子と同じ年頃の労働者を見守りながら、今回のことを契機に、会社が二度とこのような事故が発生しないよう、該当の工程だけでなく、会社全体的に産業安全管理を徹底的に点検し、再発防止対策を準備して欲しい」と頼んだ。遺族は先週末、真相究明と謝罪を要求してハンガーストライキを行った末に、会社の謝罪を受けて合意している。

民主労総全北本部は、最後に「故人の無念な死が埋もれることがないように、二度とこのようなことが起こらないように、徹底した事故原因調査による再発防止対策を作り、現場の別の労働者の権利を保護できる対策を樹立することを要求する。」と話した。2024年7月10日 労働と世界 チョ・ヨンジュ記者

■豪雨でも配送しろという国／宅配運転手には作業中止権がない

「雨があまりに激しく、配送できそうにない」9日午前5時12分頃、慶山市の40代女性のAさんは、同僚に残したこの言葉を最後に行方が分からなくなった。警察ではAさんが急流に巻き込まれて行方不明になったと見ている。降り続く豪雨で配送労働者の安全が脅かされる中で、気象悪化時には労働者の判断によって業務を中止できる「作業中止権」が保障されるべきだという指摘が出ている。

作業中止権は産業安全保健法上保障される権利であり、労働者は労働災害が発生する急迫した危険がある場合、作業を中止し、待避することができる。しかし、宅配運転手など配送労働者の場合、大部分が事業主の業務指示を受けているにも拘わらず、特殊雇用形態で契約しているので、産業安全保健法の適用



行方不明者の捜査をする消防隊員
対象から除外されてきた。

2011年7月にも豪雨の中で配送業務をしていた郵便配達員が死亡し、2016年6月にも同じような死亡事故が起きた。郵便局は、2018年に「郵便物利用制限および郵便業務一時停止に関する告示」を制定し、危険度によって総括郵便局長が集配業務を停止できるようにした。

一方、民間の領域である宅配や配達労働者には、依然として作業を中断できる規定がない。宅配運転手たちは団体協約によって作業中止権を明文化すべきだと主張してきたが、韓進宅配、CJ大韓通運など、大部分の宅配企業は、依然として豪雨時の作業中止に関して別途の規定がまったくなかったり、あっても暗黙的な内部指針程度に止まるレベルだ。

根本的な問題解決のためには、気象悪化時の物流量そのものを減らすべきだという主張もある。宅配業者が「(気象悪化が激しい場合)必ず当日配送しなくとも良い」と案内しても、物流量が減らない以上、今日先送りすれば明日の配達量が増えるためだ。

韓国最大のオンライン小売企業「クパン」の配送専門子会社(クパンCLS)所属の配送運転手たちもやはり、「豪雨や大雪、台風が来た時は、ロケット配送の物量に制限を設け、配達量を減らすべきだ」と声を上げている。現在、クパンは気象悪化時にもロケット配

送で受け付けられる物量を減らしていない。
2024年7月11日 ハンギョレ新聞 コ・ギョ
ンジュ記者、チョ・スンウ教育研修生

■最高裁「サムソン電子の超低周波磁場、白血病の有害要因」

「半導体労働者の健康と人権を守る会」(パノリム)によれば、最高裁は12日、勤労福祉公団が提起した遺族給与および葬儀費不支給処分取り消し上告審で、審理不続行棄却とし、遺族に軍配を上げた。

事件の争点は、極低周波磁場が白血病発病の有害要因に該当するかどうかだった。労災被災者の故チャン某さんは、2001年から15年まで、サムソン電子映像事業部でソフトウェア(SW)エンジニアとして働いた。テレビのSW開発と不良検査・高温テストといった業務を行った。チャンさんは数十台のディスプレイパネルに囲まれた所で働き、製品を50度以上に加熱する高温テスト設備の中にも入った。パノリムは、故人の勤務時間が一週間に69時間に達することもあったと指摘した。チャンさんは14年間働いていたが、15年2月に白血病を発病し、一ヵ月後の3月に死亡した。

遺族は翌年5月、労災遺族給与を申請したが、公団は2018年5月頃、疫学調査の結果を得て不承認とした。疫学調査をした安全保健公団・産業安全保健研究院が、サムソン電子水原事業場で調査した結果、極低周波磁場の最大露出水準は18.5マイクロテスラ(μT)のレベルであるなど業務性を否認した。公団・ソウル地域業務上疾病判定委員会は、これを根拠に相当因果関係を認めず、行政訴訟でソウル行政裁判所も22年4月に公団に軍配を上げた。

一方、ソウル高裁は昨年3月に原審を逆転

した。裁判所は「極低周波磁場に職業的にばく露する高圧線勤労者の骨髄性白血病罹患の確率が高いという研究と、職業的に極低周波磁場にばく露した時に、慢性骨髄性白血病の罹患確率が高いという研究、電気業種の勤務経験者に慢性骨髄性白血病の罹患確率が高いという研究、13.67 μ T以上の磁場にばく露した作業環境で20年以上働けば、成人の白血病発病の危険度が増加するという研究などが報告された。」化学物質に露されたチャンさんの作業環境と過労までを幅広く認めた。公団が上告すると、最高裁は再び裁判を開く理由がないとして棄却し、極低周波磁場の白血病有害要因は判例として確立した。2024年7月15日 毎日労働ニュース イ・ジェ記者

■ 17年目の学校給食労働者、気管支拡張症は労災

17年目の小学校の給食室調理員の気管支拡張症は業務上の疾病だという判決が出た。勤労福祉公団は既存疾患を理由に業務との関連性を否定したが、裁判所は、長期間調理ヒュームなどにばく露され、気管支拡張症が発病・悪化したと判断した。

ソウル行政裁判所は、Aさんが勤労福祉公団に提起した療養不承認処分取り消し訴訟で、原告勝訴の判決を行った。気管支拡張症は気道の反復的な感染と炎症で発生する慢性肺疾患の一つで、気道または気管支が拡張し続ける状態をいう。急性感染、反復的な肺炎による気道閉鎖で発生し、先天的な疾患などによっても発生することがある。また、有毒性の煙、ガス、PM2.5なども気道に炎症を起こす原因となる。

Aさんは2002年6月から17年間、小学校の給食室の調理員として働き、2019年1

月に気管支拡張症と診断された。13年間働いた小学校は、給食の対象人員が900人余りで、調理師1人、調理員5人が働いていた。その後の4年間働いた小学校は、生徒数400～500人、調理師1人、調理員4人が働いた。

食べ物を油で揚げたり炒めたりする過程で、高濃度の微細粉じんである調理ヒュームと二酸化窒素、二酸化硫黄、アクリリンなどの有害物質が発生することが知られている。

裁判所は「Aさんは調理員として仕事をする前は専業主婦であり、喫煙経験もなかった。」「長期間調理員として勤めて、調理の過程で発生する調理ヒュームなどの有害物質に相当な程度にばく露したと見ることができる」と判示した。裁判所は「気管支拡張症は、気道の反復的な感染と炎症で発生する疾患」で、「Aさんが2011年から呼吸器系疾患で診療を受けていたという事情だけで業務関連性が断絶されるとは見難く、むしろ気管支拡張症に進行する過程と見ることもできる」とした。2024年7月25日 毎日労働ニュースカン・ソクヨン記者

■ 涙が豪雨のように…それでも行進するアリセルの遺族たち

電池工場火災で23人が死亡した惨事から34日目の27日午後、遺族とアリセル重大



災害惨事対策委員会の関係者、市民たちが大統領室前に集まって記者会見をした後、ソウル駅広場まで行進した。ソウル駅に到着した参加者たちは、市民追慕祭を行った。

この日、遺族と参加者が2.6kmを行進する間、雨が降っては止みを繰り返したが、段々雨粒が大きくなって雨具が役に立たないほどだった。ソウル駅広場に到着した後も雨は止まず、参加者たちは雨の中で傘を畳んだり広げたりして、遺影を何度も拭きながら追慕祭を行わなければならなかった。遺族たちは雨で濡れた体より、涙で濡れた心が一層重い様子で、最後まで席を守った。

彼らはこの日の記者会見と追慕祭で「加害者であるエスコネック・アリセルは自らの誤りを認めて謝罪し、遺族たちとの交渉に出てくるべきだが、ひたすら刑事処罰を免れるための個別合意だけに熱を上げている」として、交渉に応じることを求めた。また、31日で終了する遺族への支援に対する政府の対策も要求した。徹底した真相究明と責任者処罰、再発防止対策、遺族に対する正当な賠償・補償を強調して、追慕祭を終えた。2024年7月27日 ハンギョレ新聞 キム・ヨンウォン記者

■二週間で若い警察官が3人死亡「他人事とは思えない」

この2週間に判った警察官の死亡事件は3件だ。18日と22日、ソウル冠岳警察署と忠清南道礼山警察署に勤務していた警察官が、自ら命を絶った。26日にはソウル銅雀警察署の幹部が脳出血で死亡した。同日、ソウル恵化警察署所属の幹部が飛び降りを試みたが救助され、治療を受けている。それぞれ業務ストレスを訴えていたと伝えられた。

死亡した3人は、新しい部署に発令された

ばかりの若い警察官だった。いずれも、死亡前の過度な業務負担、新しい補職発令後の教育不足などを訴えていたという。

18日に死亡したA警衛(31)は、2月に冠岳署捜査課に発令されたが、前任者から引き継がれた事件だけで53件だった。A警衛は上級機関のソウル警察庁から「届けられて6ヶ月以上の長期事件を迅速に処理せよ」という指示を受けて、圧力を感じていたと伝えられた。特に死亡直前、周辺の人に「毎日出勤すると心臓が痛い、息ができない」とよく言っていたことが判った。

22日に死亡したB巡査部長(28)も、2月に予算署警備課に発令された。発令後、該当課に経歴の長い同僚がおらず、業務の把握に困難をきたしたという。このような状況で、国会議員選挙・集中豪雨による災難状況の運営などを担当し、負担と過労を訴え、精神科の診療を受けて、うつ病と自殺衝動に対する相談をしてきたが、亡くなった。

警察内部では、続く死亡事故に「他人事ではない」という反応が溢れた。A警衛の死亡後、冠岳署の前には同僚たちが送った「守れなくてごめんなさい」「指揮部は答えろ」などと書かれた謹弔の花輪が数十個置かれた。

警察庁は26日、「続いて起こった警察官の死亡事件に関して、問題の深刻性を認識し、精密な実態把握をすることにした。」「現場の勤務条件の実態診断チームを設け、構造的な問題点を調べて、勤務条件の改善など、士気高揚に取り組む計画」と話した。2024年7月28日 京郷新聞 ペ・シウン記者

(翻訳：中村猛)



チョン・テイル医療センター の建設にご協力をお願いします

チョン・テイル医療センターの機能

筋・骨格系疾患の集中リハビリセンターを拡大稼働

筋・骨格系疾患で弱まった身体機能と労働力を回復するために手術・施術およびリハビリ治療を施行し、労働者の健康な業務復帰を支援します。

脳心血管系疾患センター開設

ANGIO(血管造影装置)などの先端医療設備と施設を構築し、過労死の代表的な原因となる脳心血管系疾患を正確に診断し、迅速に治療します。

労働者専担病棟の運営

健康が悪化し、手術と治療が必要な労働者が健康な体で職場に復帰できるよう、入院治療と回復を助けます。

必須医療施設を備えた救急医療センターの運営

緊急事態に迅速に対応し、感染症発生時に不足している公共医療の必須機能を遂行します。

労働環境健康研究所の研究設備拡充及び機能拡大

労働者の健康に関する研究・調査と政策提案により、労働者が健康に働く権利の実現に努めます。

韓国に新たな医療拠点を!!

私たちと長年連帯してきた韓国の労働安全衛生に取り組む人たち、とりわけ労働者のために様々な医療支援を行ってきた緑色病院が中心となって、新たに建設する労働者のための病院、「チョン・テイル医療センター」の建設のため、寄付を募っています。

被災労働者が職場復帰できるまで、治療・リハビリテーションを安心して受けられ、労災などの補償手続き・支援を受けられる病院を目指しています。

詳しくは、関西労働者安全センターへお問い合わせください。

TEL:06-6476-8220

MAIL to : info@koshc.jp

社会安全網の保護を受けられない労働者たち



縫製・製靴など小規模零細事業場労働者、建設・清掃・調理・警備など非正規労働者、代行運転・クイックサービスなど特殊雇用職労働者、配達などプラットフォーム労働者、零細自営業者など…

彼らは社会安全網や法律上保護を受けられないので、安全でない作業環境で仕事をしながら怪我をしても適切な治療を受けられない実情です。

両極化と不平等が深刻化した韓国社会で、労働者は長時間労働、不安定雇用、低賃金労働に苦しめられ、不健康の危険にさらされていますが、治療と生計はすべて個人の分で耐えています。



7月の新聞記事から

7/1 陸上自衛隊の防衛技官の女性3人が上官からパワハラを受けたとして1人330万円の損害賠償を求めて広島地裁に提訴した。海田市駐屯地業務隊に所属する原告3人は、2018年から2022年にかけて科長から怒鳴り散らされるなどのパワハラを受けた。3人は相次いで休職に追い込まれた。

7/2 来年の大阪・関西万博で、大阪府と市などが建てる大阪ヘルスケアパビリオンの工事で、男性作業員が工具を滑らせて刃先が左手親指に当たり、軽いけがをしたと発表された。男性作業員は、傷口からの菌感染を防止するため1週間入院した。

7/3 宮崎県綾町の水力発電所「綾第二発電所」改修工事現場のトンネルの中で、トロッコのような乗り物のワイヤーが切れ、乗っていたベトナム籍の外国人技能実習生作業員の男性が斜面を滑落し死亡した。斜面の下にいた30代のベトナム人技能実習生も足にケガをした。

7/4 労災が認定された場合、事業主に認定の取り消しを求める権利があるかが争われた訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷は、事業主は取消訴訟を提起できないとする初めての判断を示した。一審・東京地裁は、事業主には訴える資格（原告適格）がないと判断したが、二審・東京高裁は原告適格を認めていた。

7/5 人事院は、23年度に国家公務員から寄せられた職場の苦情や相談は、前年度比83件増の1822件で過去最多だったと発表した。パワハラやいじめが多く、勤務時間などを巡る相談も目立った。業務の多忙さや人員不足による職場環境の悪化が背景にあるとみている。

住宅メーカー「住友林業」熊本支店（熊本市）の新入社員だった男性（24）が自殺したのはパワハラや長時間労働が原因だと、父親が労災を認めなかった熊本労働基準監督署の処分を取り消しを求めた訴訟の判決が、福岡地裁であった。裁判長は「上司の指導が男性を萎縮させ、無抵抗な状態に追い込んだ」とし、処分を取り消した。男性は2015年4月に入社し、同年11月にうつ病を発症。翌年1月に自殺した。

7/8 兵庫県の斎藤元彦知事のパワハラなどの疑惑について県西播磨県民局長だった男性職員（60）が内部告発した問題で、この男性職員が死亡していたことがわかった。男性職員は19日、県議会が設置した調査特別委員会（百条委員会）で証人尋問を受ける予定だった。

7/9 京都府宇治市の日本レイヨン（現ユニチカ）宇治工場で働いていた男性（73）が、約40年前に従事したアスベストを扱う作業が原因で中皮腫を発症したとして、国を相手取り、1265万円の損害賠償を求めて京都地裁に提訴した。1969～79年、繊維製品の製造過程で保温材として石綿を使用していた宇治工場で、配管の点検などに従事し、石綿の粉じんにさらされた。同社を退職して20年後の昨年9月、中皮腫を発症。京都南労働基準監督署に労災認定された。

7/10 東京都内の大学病院に勤め、2018年にくも膜下出血を発症した50代男性医師の労災申請を却下した三田労働基準監督署などの取消を求めて、男性医師側が、東京地裁に提訴した。労基署や再審査請求を受けた国の審査会は、宿直中の勤務時間を「ゼロ」とするなど時間外勤務を少なく算定し、請求を退けた。

7/11 アスベストによる労災の認定を受けた男性の関

連文書を国が廃棄したことについて、遺族が国に対し損害賠償を求めていた裁判で、神戸地裁は訴えを認め国に1万1000円の賠償を命じる判決を言い渡した。三木市の建設業だった男性は、中皮腫を発症し、2003年に死亡。加古川労働基準監督署に労災認定された。遺族はおととし3月、神戸市の建材メーカーに損害賠償を求め裁判を起こしたが、労基署が関連文書を廃棄していた。

7/12 防衛省は、安全保障に絡む「特定秘密」のずさんな管理や海上自衛隊員による潜水手当の不正受給などがあったとして、懲戒免職11人、停職83人を含む計218人（延べ220人）の処分を公表した。「背広組」と呼ばれる防衛官僚の幹部によるパワハラも初めて認定。

7/16 急性虚血性心疾患により2013年11月に死去し、過労死と認定されたトラック運転手の男性の遺族が、安全配慮義務を怠ったとして、「東京デリバリーセンター」（埼玉県上尾市）に約6600万円の損害賠償を求めて、さいたま地裁に提訴した。さいたま労働基準監督署が19年8月、労災認定した。会社側、男性は事業者と主張。

7/18 内部通報、公益通報を行った言語聴覚士の女性が、職場で誹謗中傷やパワハラを受けたとして、勤務先の獨協医科大学埼玉医療センターや上司らに損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、東京高裁は、勤務先に50万円の支払いを命じた一審さいたま地裁越谷支部判決を維持し、双方の控訴を棄却した。原告女性は、勤務先のリハビリ科の診療報酬の不正請求を病院に内部通報し、厚生労働省厚生局の指導が入ったことで誹謗中傷された。

7/19 連合はフリーランスを対象とした、労災保険への加入申請や給付申請を支援する団体を設立すると発表した。「特別加入制度」の対象業種が11月から拡大することに合わせた動き。団体名は「連合フリーランス労災保険センター」。19日の中央執行委員会で承認された。設立は8月、会費は月600円の予定。

厚生労働省の有識者検討会は、顧客らが従業員に理不尽な要求をする「カスタマーハラメント」（カスタハラ）の対策強化に向けた報告書素案を公表した。従業員の保護を企業に義務付けるよう明記。来年の通常国会での関連法案提出を目指す。

7/22 阪神・淡路大震災後の建物解体作業に携わった男性（67）が悪性胸膜中皮腫と診断され、アスベストを吸い込んだことによる労災認定を受けた。男性は大震災発生当時、道路建設会社の神戸営業所で勤務。震災後は約2年間、神戸市内で国道上のがれき処理や建物の解体作業などをし、2022年4月に、悪性胸膜中皮腫と診断された。神戸西労働基準監督署が昨年10月労災認定した。

7/23 住宅メーカー「ポラス」で営業職だった20代の男性が2020年に自殺したのは、顧客による理不尽なカスタハラなどが原因だったとして、柏労働基準監督署（千葉県柏市）が労災認定していた。昨年10月付け。男性は千葉県内の住宅展示場で勤務していたが、男性顧客に叱責などのカスタハラを受けた。

7/31 工場長から「おまえガンやで」と叱責を受けるなどして、うつ病になり休職を余儀なくされたのは労災だとして、大阪の自動車整備士の男性が国に休業補償の支給を求めた裁判で、大阪地裁は一連の「ガン発言」をパワハラと断じた。原告は工場長から叱責されたり、書類を投げつけられたりした。原処分は堺労働基準監督署。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259